

## 議案第 2 1 号

北本市一般廃棄物処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

北本市一般廃棄物処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市一般廃棄物処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 一般廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充当するため、北本市一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、一般廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。